

発議提出案件（追加分）

| 番 号 | 件 名 |
|-------|---|
| 発議第2号 | 議案第3号「陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の策定について」に対する附帯決議案について |

発議第 2 号

議案第 3 号「陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の策定について」に対する附帯決議案について

令和 6 年第 1 回定例会において議決された、議案第 3 号「陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の策定について」に対する附帯決議を別紙のとおり決するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び陸前高田市議会会議規則（昭和 45 年議会告示第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

提出者 陸前高田市議会総合計画審査特別委員会
委員長 鵜 浦 昌 也

提案理由

陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画を実施するに当たり、各種施策、事業等の適切な執行を求めするため、意見を付するものである。

議案第3号「陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の策定について」
に対する附帯決議

陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画は、本市が目指すべきまちづくりの根幹をなすものであることから、本市議会において慎重に審議したものである。

審議に当たっては、総合計画審査特別委員会を設置し、市長以下、当局の出席を得て説明を受け、質疑、答弁を行ったほか、委員から修正案の提出があったところであり、併せて委員間討議を行ったところである。

議決の結果とすれば、原案のとおり可決したものであるが、本市議会での審議等の内容を十分に踏まえ、後期基本計画に基づく実施計画をはじめ、各種部門別計画等を策定するとともに、各種施策、事業等の執行に当たっては、逐次、評価・検証を行い、その結果を分かりやすく市民に知らせるよう求める。

以上のとおり決議する。

令和6年3月22日

陸前高田市議会